

# 一般社団法人 石川県農業開発公社 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県農業開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 公社は、石川県の農業の発展と、農業者の福利の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保有農地の貸付及び売却事業
- (2) 放牧場の管理運営事業
- (3) 畜産施設の建設事業
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 社員

(社員の資格)

第5条 公社の社員となる資格を有する者は、石川県、石川県内の地方公共団体及び農業団体（農業協同組合法に基づく法人に限る。）とする。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出して理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の承認があったときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(入会金)

第7条 公社の社員は、入会金1口以上を有しなければならない。

2 入会金1口の金額は、10万円とする。

(任意退社)

第8条 社員は、退社しようとするときは、書面をもって理事長にその旨を届けることにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するにいたったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該社員が解散したとき

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員は、各1個及び入会金10口につき1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

## 第4章 役員等

### (役員 の 設置)

第22条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上18名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち、3名以内を法人法上の業務執行理事とする。

### (役員 の 選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事として選定することができる。

### (理事 の 職務 及び 権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、会社の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会社の業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、会社の業務を執行する。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事 の 職務 及び 権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員 の 任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める「役員報酬等及び費用に関する規程」による。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 公社は、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 公社は、外部理事及び外部監事との間で、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 公社に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 公社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3) 監事から理事長に対し、招集の請求があったとき

(4) 第2号及び第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 公社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第44条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 公社の公告は、電子公告により行う。

## 第9章 事務局

(設置等)

第46条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は法令で別段の定めがある場合を除き、理事長が行う。

## 第10章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第23条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は大森信夫とする。

附則

この定款は、平成26年6月20日から施行する。